

令和3年8月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和3年8月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第14号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第15号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
報告事項11 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより8月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、若杉満委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第15号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願ひします。</p>
水野洋子 委 員	<p>8月17日、松原八壽雄委員、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、城山公園の古民家から城山街道を挟んだ南側150メートル程の農地の一角でございます。申請理由は、営農規模拡大のため、農地を購入して取得するものです。</p> <p>申請者は、長久手市在住で、長久手市で畑作をしていますが、日進市でいちじく栽培をしており、将来的に尾張旭でもいちじく栽培をやりたいとのことでした。しかし、しばらくは作業委託等により水稲耕作を続けるとのことでした。</p> <p>長久手市の畑地はしっかり耕作しておりますが、1筆は山林化が進んでおり、農地に復元困難な非農地として判断できると考えます。また、水田1筆については、遊休化しないよう現在草刈り等による保全管理をしているとのことでした。</p> <p>以上のことから、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願ひします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第14号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第14号議案について許可することに決定しました。</p> <p>続いて、第15号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願ひします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、第15号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p> <p>第15号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
裕原圭子 委 員	<p>8月20日、加藤清徳委員、荒谷弘美委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、県道上半田川名古屋線下井町西交差点から、北西約300メートルに位置しており、既存集落の周辺部にあたります。</p> <p>申請内容は、相続した本件土地に自己用住宅を建築するもので、申請人は現在賃貸暮らしで、本家は兄が継ぐことから、他に適切な土地はありません。</p> <p>排水計画については、汚水等は浄化槽にて処理し、雨水は桧に集水し、北側の既設排水路へ放流予定であることから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>資金計画については、全額自己資金とのことで、残高証明書の添付がされています。</p> <p>以上のことから、調査員としては許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>申請地分筆後の残る南側の農地は、どういう状況ですか。</p>
裕原圭子 委 員	<p>草刈り等により保全管理がされている状態です。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、第15号議案「農地法第4条の許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、第15号議案について許可相当とすることに決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項11「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項11「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第5条による届出が、10件で2,660.65平方メートル、主な概要は、桜ヶ丘町地内ほかで一般個人住宅8件、露天駐車場2件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目は、スケジュールの確認でございます。</p> <p>来る9月14日(火)、稲沢市民会館にて令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。移動のマイクロバスが市役所正面玄関前から正午に出発しますので、出席される委員の方は正午までにお集まりいただきますようお願いいたします。なお、昼食は各自済ませてからお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目は、「農地の利用状況調査」、いわゆる農地パトロールの実施についてです。</p> <p>【資料の説明】</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会定例総会は9月28日(火)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>